

建設業災害対応金融支援事業等説明会 説明資料

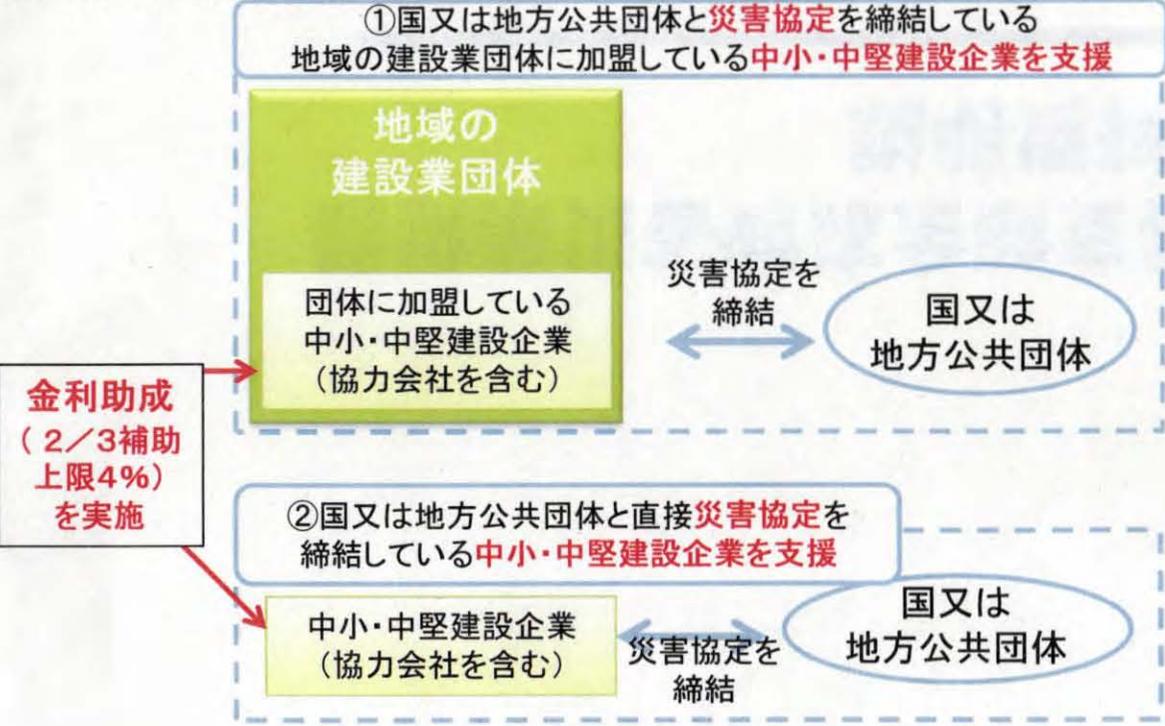
建設業災害対応金融支援事業

平成24年度補正予算10.5億円

- (背景)**
- 建設産業は、住宅・社会資本の整備を通じて経済社会の発展に貢献している。特に、災害時における応急復旧活動など地域社会の維持に不可欠な役割を担っている。
 - 一方、建設投資の減少等による受注競争の激化等により、これまで建設機械を保有していた建設企業が建設工事の施工時のみレンタルする動きが進んできており、このままでは災害時における応急復旧活動を円滑に行うことが困難となる懸念される。
- (事業概要)**
- 地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械を保有しようとする建設企業の取組を支援。
 - 具体的には、
 - ①国又は地方公共団体と災害協定を締結している地域の建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業(これらの協力会社を含む。)
 - ②国又は地方公共団体と直接災害協定を締結している中小・中堅建設企業(これらの協力会社を含む。)
- が災害協定で定められている活動をする際に使用する建設機械(※)を購入する際の資金の調達金利を助成(初年度1年分。2/3補助。上限4%)
- ※対象となる建設機械:建設機械抵当法第2条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル(地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械として、経営事項審査の審査対象としている3建設機械に限定。)。基本的に自社の工事で使用し、災害時に自社で災害対応に使用するもの。
- なお、一台当たりの利子助成の上限は150万円、一企業当たりの台数制限は3台とする。(これらの上限は、その後の申請状況に鑑み、変更することがあり得る。また、本事業の申請について、申請状況によっては年度途中で打ち切る可能性がある。)
 - 申請された企業に対し支援するかどうかの最終判断は審査会によって実施。

(元請が協定締結可)

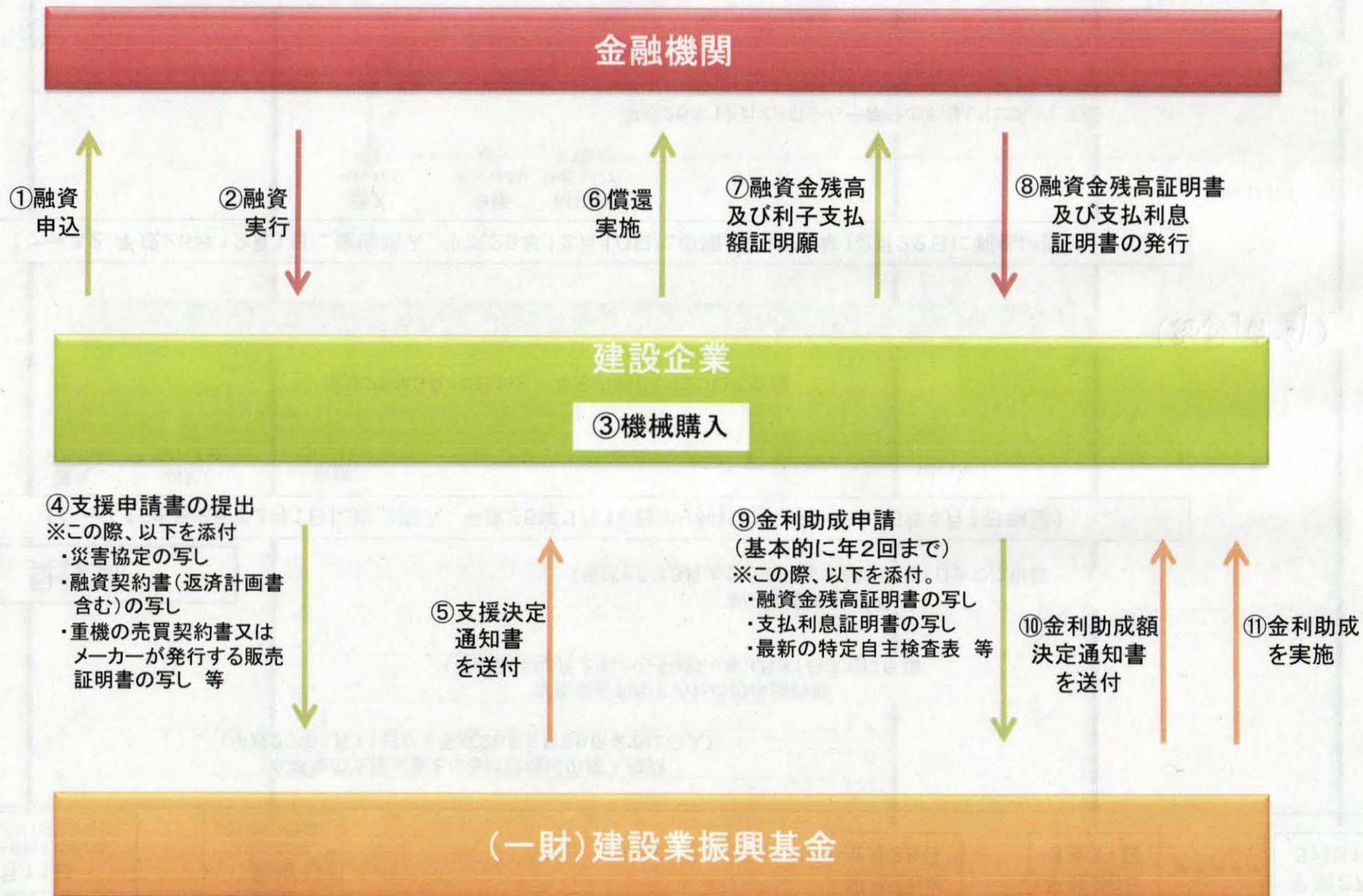
【災害対応を円滑に実施するための取組を行う地域の建設企業への支援制度 概要】



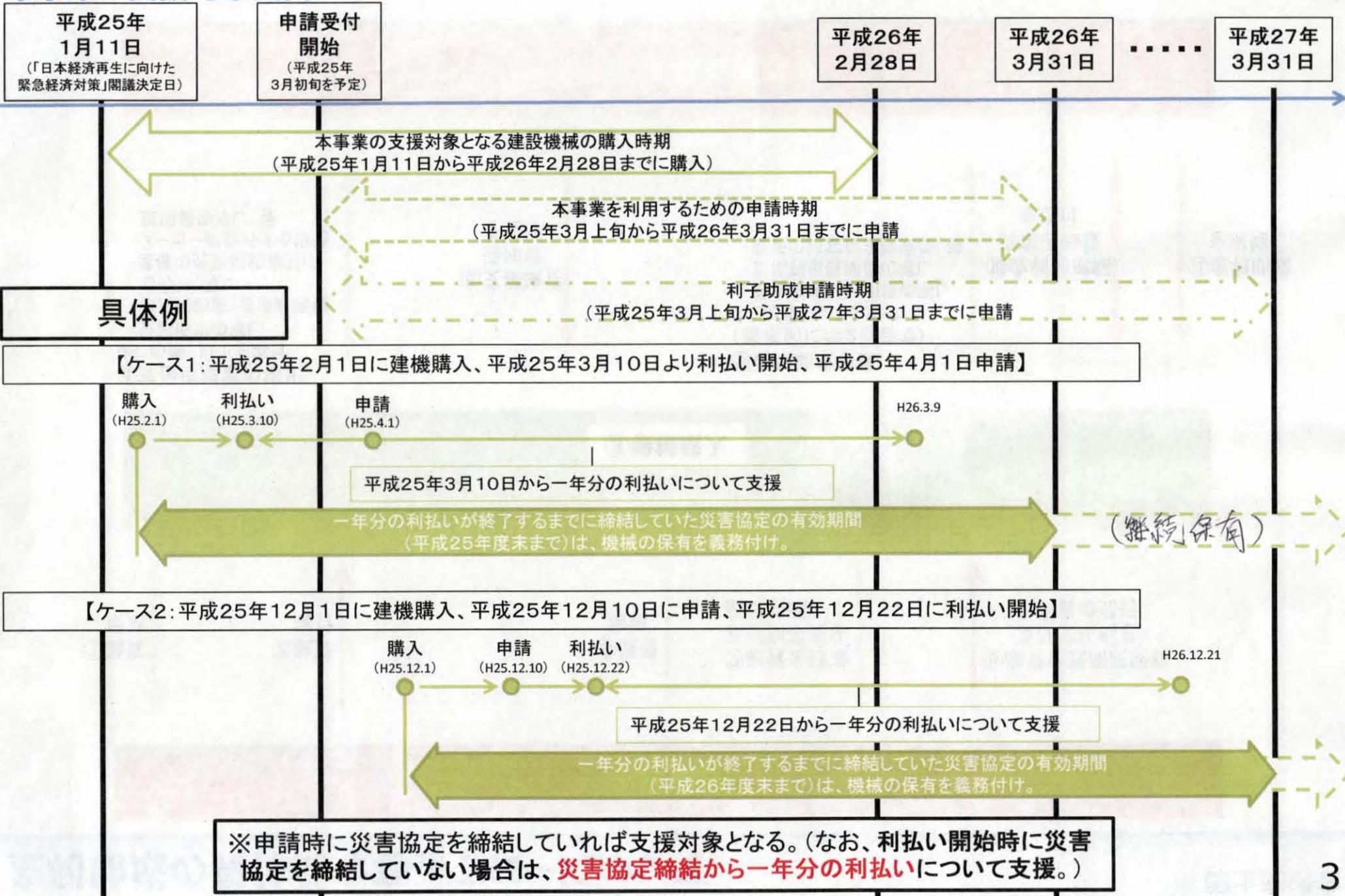
(参考)東日本大震災における災害対応の例



金利助成の具体的な審査フローについて



本事業の支援対象期間について



○ 本事業により、建設企業が購入する際に金利助成を受けることができる重機は、国土交通省において地域防災への備えの観点から、経営事項審査において保有状況を評価している

・ショベル系掘削機 ・ブルドーザー ・トラクターショベル とする。

対象となる建設機械

ショベル系掘削機



ブルドーザー



トラクターショベル



【参考】「建設機械抵当法施行令」に規定される建設機械のうち、本事業による支援対象となる機械

	名称	範囲
①	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
②	ブルドーザー	自重が三トン以上のもの
③	トラクターショベル	バケット容量が〇・四立方メートル以上のもの

《自衛隊より先に現場に入った例》

○(社)岩手県建設業協会・遠野支部

3月12日午前2時までに重機39台
を手配。

直営部隊を有する会員企業の強み
を生かし、同日午前7時には釜石方
面の瓦礫撤去等を開始。



○(社)仙台建設業協会

3月11日地震直後より避難所の緊急耐震診断等を実
施。同日午後6時には若林区の道路啓開作業を開始。



作業後



《自ら被災しながら応急活動を行った例》

○(株)小野良組(宮城県気仙沼市)

津波により本社ビルの2階まで浸水し、1階部分の造作
物は流失。3月12日には気仙沼地区の国道45号線の啓
開作業を開始。



○宮城建設(株)(岩手県久慈市)

津波により港湾漁港部の建物が全壊。フローティング
ドックや起重機船等大破。

残った船舶を使い、青森県境から
小本港まで自主的に啓開作業を行
い震災発生1か月で漁港等の航路
を啓開。



東日本大震災において、
災害協定に基づき出動した重機等
約4,000台
(平成23年4月4日頃まで)

経営事項審査の審査項目

完成工事高(X1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出

項目区分		審査項目	最高点 / 最低点	ウェイト
経営規模	X1	完成工事高（許可業種別）	最高点：2,309点 最低点：397点	0.25
	X2	自己資本額 利払前税引前償却前利益	最高点：2,280点 最低点：454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点：1,595点 最低点：0点	0.20
技術力	Z	元請完成工事高（許可業種別） 技術職員数（許可業種別）	最高点：2,441点 最低点：456点	0.25
その他審査項目 （社会性等）	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業年数 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格の取得の状況	最高点：1,900点 最低点：0点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1+0.15X2+0.20Y+0.25Z+0.15W$	最高点：2,134点 最低点：281点	

経営状況(Y)

- ①負債抵抗力：純支払利息比率・負債回転期間
- ②収益性・効率性：総資本売上総利益率・売上高経常利益率
- ③財務健全性：自己資本対固定資産比率・自己資本比率
- ④絶対的力量：営業キャッシュフロー・利益剰余金

経営事項審査における建設機械の保有状況の評価について

建設機械の保有状況を社会性等(W点)の評価項目において評価

評価の内容

- 地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械の保有状況の評価する

評価の方法

- 評価対象とするのは、建設機械抵当法第二条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル
- 評価方法は、建設機械1台につき1点を加点(上限は15点)
- 売買契約書の写し等で所有状況を確認
- 審査基準日から1年7ヶ月以上の契約期間を有するリース契約を結んでいる場合には、リース機械も台数に合算できることとする。この場合は、リース契約書の写しを提出させて確認。
- 特定自主検査記録表の写しで、建設機械が正常に稼働する状態にあることを確認

区分	建設機械の所有及びリース台数	点数
(1)	15台以上	15
(2)	14台	14
⋮	⋮	⋮
(15)	1台	1
(16)	保有なし	0

建設企業のための経営戦略アドバイザー事業

【事業概要】

H25予算案: 185百万円

- 経営戦略相談窓口を設置し、中小・中堅建設企業の新事業展開、企業再編・廃業等の経営上の課題を支援するため、中小企業診断士や公認会計士等専門家によるアドバイスを実施(相談支援)。このうち、特に新事業展開、企業再編・廃業であり、他企業に対するモデル性のある案件に関してはこれらの専門家による支援チームを組成し、経営改善計画の策定等の目標達成まで継続支援(重点支援)。
- 中小企業診断士や公認会計士等専門家による「相談支援」を拡充し、経営アドバイスと技術アドバイスを一体として実施することにより、建設企業の新事業展開等の取組に対する支援を強化。
- 専門家による支援チームを組成し、経営改善計画の策定等まで継続的に支援する「重点支援」を拡充し、建設業のもつノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業に要する経費の一部を支援。

事業概要

建設企業

経営戦略相談窓口

相談支援

中小企業診断士等の専門家が以下の内容をアドバイス

拡充部分

・新事業展開 ・事業承継
・内部管理の効率化
・企業再編・廃業
など経営上の課題に広く対応

+

・技術提案作成
・施工管理
など技術上の課題に広く対応

重点支援企業の選定

(全国50件)

重点支援

拡充部分

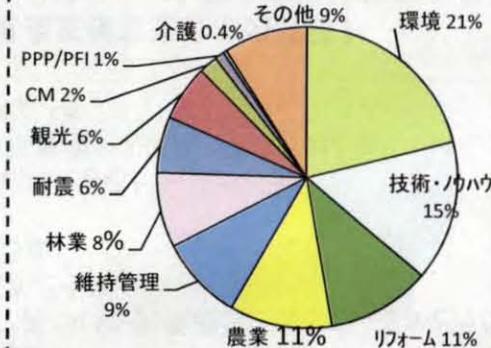
チームアドバイス支援

専門家による
支援チームの派遣

ステップアップ支援

事業の実施に係る経費の一部
支援(上限300万円)

(参考) 建設企業による新事業展開



林業との連携例
(林建共同事業)

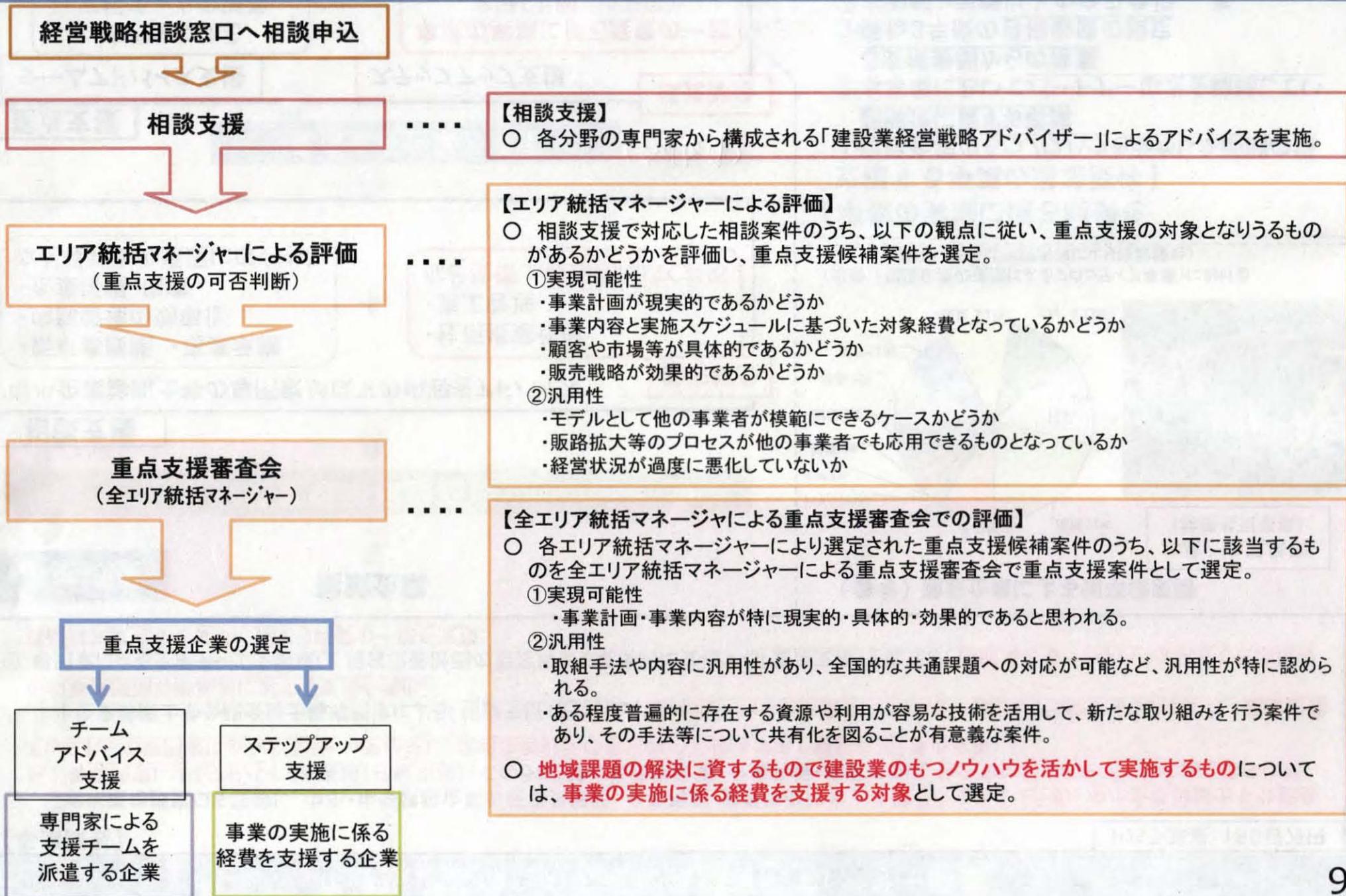


(出典)「建設企業の連携によるフロンティア事業」における申請分野(分野は申請内容により複数該当)

【事業の実施に係る経費を支援する事業の選定要件】

- ① 建設業のもつノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業
- ② 本事業においてパートナー協定を締結している支援機関からの推薦
- ③ 概ね3年後の目標数値の設定
- ④ 支援額と同額以上の自己負担 等

重点支援企業の選定フロー

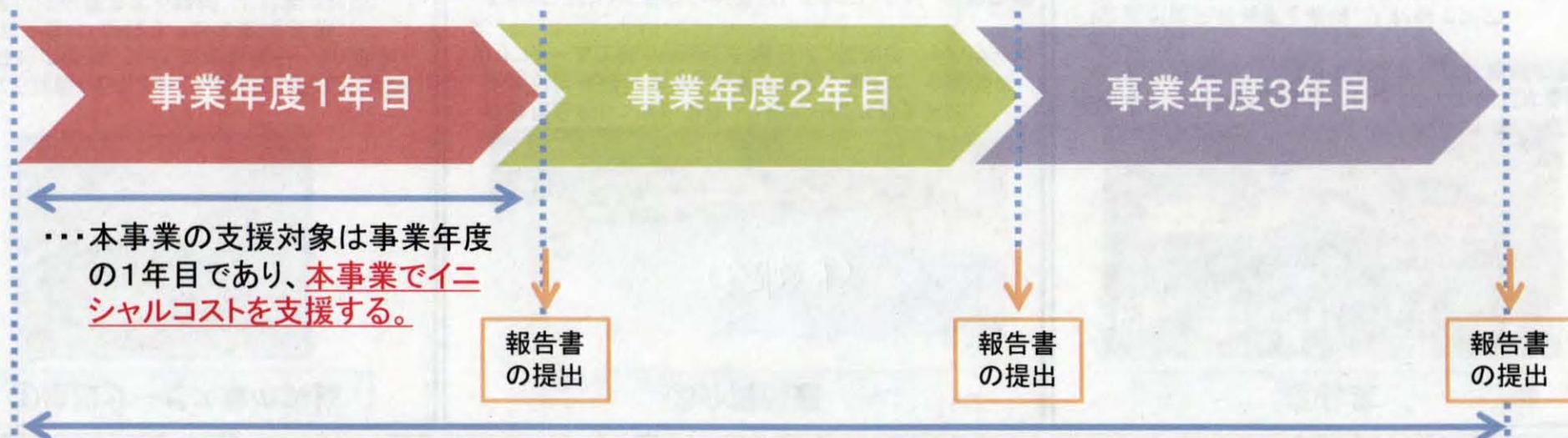


ステップアップ支援の対象企業の選定要件について

支援対象企業の選定要件について

- …新事業展開の実施に係る経費を支援する企業について、以下を要件とする。
- 「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」上のパートナー機関からの推薦書の提出
- 事業計画書の記載内容として以下を必要記載事項とする。
 - ・企業が所在している地域の課題解決に資する事業であること
(例: 地域建設企業の技術の向上、耕作放棄地の活用、中山間地域における生活支援、荒れた山林の再生、介護・福祉や新エネルギー等の新たな地域の課題への対応。)
 - ・既存の建設業に係るノウハウ(機械・人材・事業手法等)を事業に活かす方策
- 事業計画書に概ね3年後までの目標数値を設定
- 支援期間中の総事業費において、支援額と同額以上を自己資金で負担(企業が提出する事業計画書において確認。)
- 重点支援の申請時に社会保険(雇用保険、健康保険、年金)に適切に加入していること。

(参考) 支援対象企業の事業計画期間について



…支援対象事業の選定の際には、概ね3年後までの目標数値を設定させ、その目標数値に至るまでの計画を評価した結果を踏まえ選定を実施する。

本事業の支援対象となり得る新事業展開の具体例

①建設サービス業の実施



- 単なる建築・土木といった建設工事のみならず、墓地の整備、フェンスの整備といった軽微な作業を含む「建設サービス業」を実施。
- 企業が従来保有する機械、人材等に対応。
- 雨桶掃除等従来地域の若者が担ってきた業務のような地域に不足している機能を補充。

②介護関連



- 介護用品のレンタル業務、介護サービス等を実施。
- 企業が従来保有する人材等に対応。加えて、介護関係のリフォーム工事が発生した場合は、従来のノウハウで対応。
- 各地域において高齢化が進展してきているが、日常の細かな介護のコストが非常に大きい。特に人口減少が大きな課題となっている地方においては、家族が対応しきれない部分が多々あるため、建設企業が対応。

③林業



- 市場に木材を安定供給するシステムを構築するため、高性能機械の導入を可能とする森林路網の整備を実施。
- 企業が従来保有する機械、人材等に対応。
- 林業が衰退する中で森林の路網整備も実施できず、間伐が効率的に進まないことから、地方における木材の質の低下に繋がっているため、建設企業が路網整備を実施。

④資材製造



- 建設工事で使用する資材やそれに関連する製品の製造を実施。
- 企業が従来保有する人材等に対応。特に、建設業者だからこそ把握できるニーズに対応する資材関係製品を作成。
- 写真は建設企業が製造した塗料で塗装したミキサー車。この塗料は遮熱により生コンの性質変化を抑制する。

⑤企業グループによる元請受注

- 従来、下請として工事を実施してきた専門工事業者等が、企業グループを組成し、元請として工事を受注。
 - 企業が従来保有する機械、人材等で建設工事に対応。特に、従来工事を施工してきたことによるノウハウを活かして、発注者への効果的な営業を実施することを想定。
- (具体例)
- 消費者にとって不透明な部分の多い塗装改修工事について、工事見積前の塗装劣化診断、改修提案、見積、契約、施工、検査、完成報告、保証等の工程全てを請け負い、下請業者から元請業者へ転身。

⑥農業



- 新事業展開として、農作物の栽培に進出。(写真は白アスパラガス。)
- 企業が従来保有する機械、人材等で耕作、農作物栽培等に対応。
- 各地方公共団体において栽培することを志向しているものの、栽培の担い手がいない作物等について、栽培を実施。

チームアドバイス支援事例(平成23年度)

経営改善

企業再編

新事業展開

【現況】

地域で評価される専門工事業が
受注減と管理面から連続赤字

新分野進出事業も採算とれず
自前の事業計画は数字に甘さ

チームアドバイス支援

【分析】

経営管理と数値計画練り直し
金融機関への説明など課題が明確化

【アドバイス】

計数管理を記帳の仕方から確立
新分野事業には「撤退基準」

経営者の意識改革、経営改善に努力
金融機関も好意的理解

【現況】

半世紀を歩んだ老舗業者
大震災で機材・資材がすべて流出

地域の同業者と手を携え
「合同会社」の設立構想

チームアドバイス支援

【分析】

連携には大きなメリット
地域の復旧・復興に貢献も

【アドバイス】

「事業協同組合」か「合同会社」か
メリット・デメリットを見極め選択

合同会社設立、復旧業務で収益好転
(合同会社の更なる事業展開に向け
て新たな課題も)

【現況】

高規格品アスパラを製造するが
通常の販売ルートでの出荷に課題

チームアドバイス支援

【分析】

安定出荷のため他企業との協力体制
栽培ノウハウの流出対策が必要

営業人材の育成、有望な顧客獲得
に向けての取組が必要

【アドバイス】

生産地拡大・販売会社設立など
事業計画を作成

協定書作成で、安心して
協力企業との連携が進む

中小・中堅建設企業のための 事業転換ケースブックweb版

＜平成23年度「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」事例集＞

平成23年度において、「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」に寄せられた相談案件のなかから、継続コンサルティング(出口支援)の対象として51事例を選定し、専門家チームが経営改善と再生支援に携わりました。このうち、**44事例**について、支援対象事業者の経営課題及びその課題の改善のための支援内容を、「**中小・中堅建設企業のための事業転換ケースブックweb版**」として12月3日より公開致しています。

例えば・・・

○**事業再生**～月商10ヶ月分の債務を抱えた老舗、意識を変え利益生む現場を創る～

○**新事業展開**～既存工法の単価引き下げ競争にメーカーと組んだ新建材開発で対抗～

これら以外にも「**組織再編**」「**撤退・廃業**」などの様々な支援事例を掲載！！



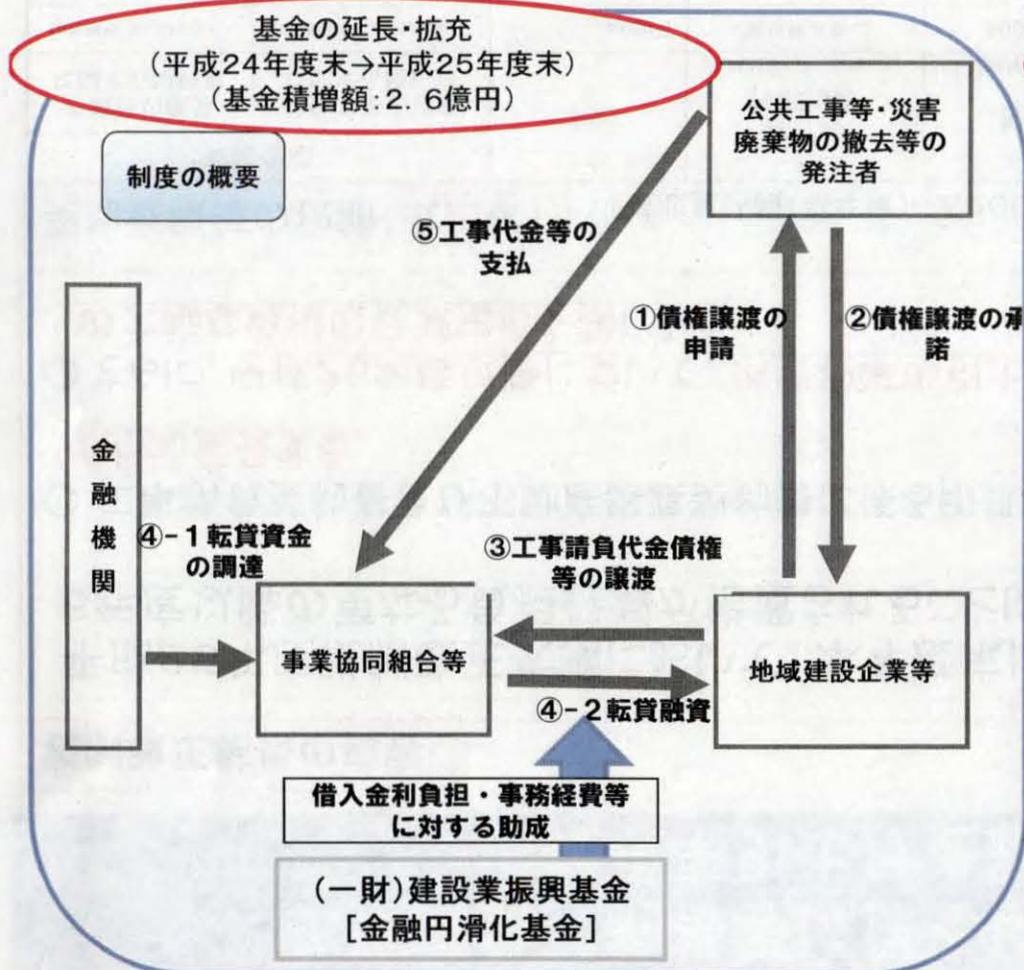
「事業転換ケースブック」で検索

【アドレス】 <http://www.yoi-kensetsu.com/advisory/casebook/>

平成24年度補正予算における建設業に対する金融支援策

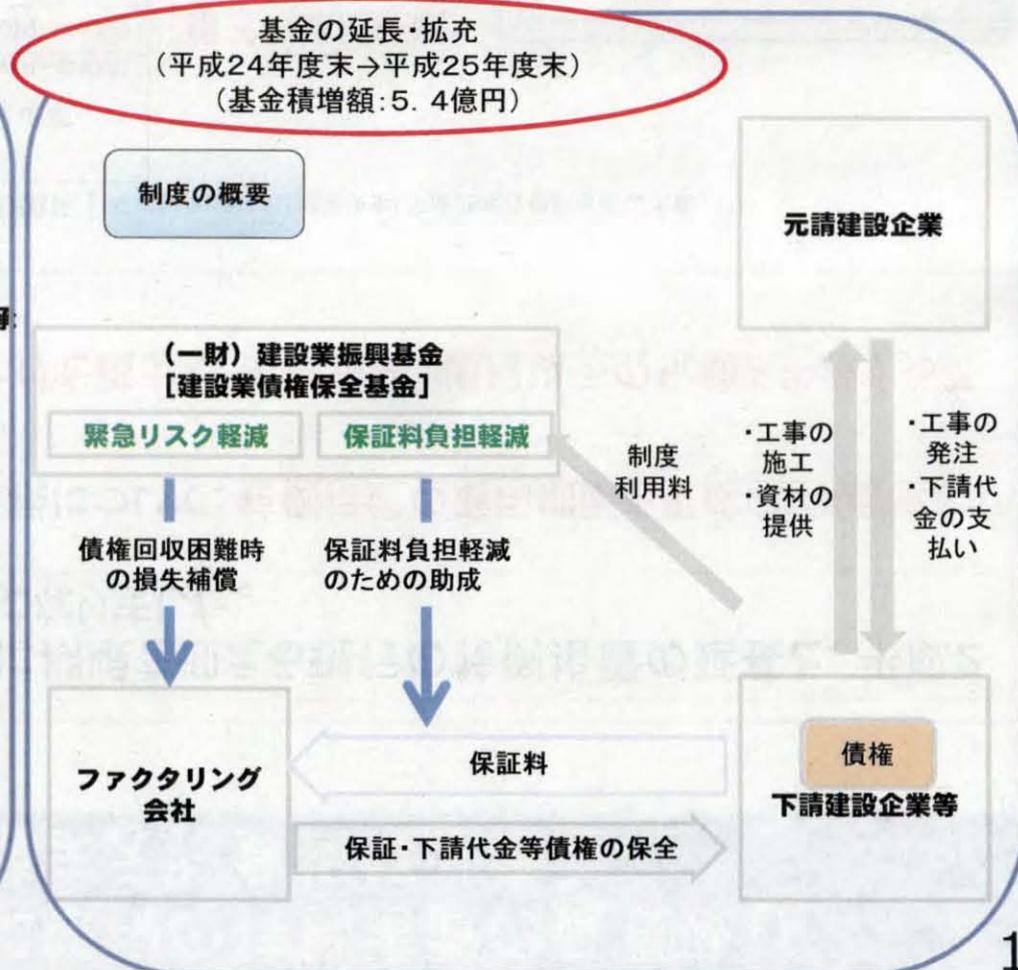
地域建設業経営強化融資制度

○中小・中堅建設企業が有する**工事請負代金債権を担保**に事業協同組合等から**工事途中に融資を受けることを可能**とし、**借入金利負担等に対する助成**を併せて行うことにより、これらの**建設企業の資金調達の円滑化**を図る。



下請債権保全支援事業

○下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、保証ファクタリング会社が下請債権等の保証をする場合に、**下請建設企業等の保証料負担の軽減**及び**債権回収困難時における保証ファクタリングに対する損失補償**を行う。



工事請負契約書等に係る印紙税の特例措置の延長及び消費税率引上げを踏まえた負担軽減措置

税制改正結果の内容

平成25年度税制改正大綱において、本年度末に期限を迎える現行の特例措置の延長と、平成26年度以降の更なる負担軽減が措置されることになりました。

- 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税について、**特例措置の適用期限を平成29年度末まで5年間延長する。**
- さらに、**平成26年度以降について、消費税率の引上げを踏まえ、契約金額1億円以下の税額を半減する等の大幅な負担の軽減措置を講じる。**

契約金額毎の税額(改正後)

【減収見込額(平年度) ▲200億円】(平成25年1月29日閣議決定「平成25年度税制改正の大綱」より)

契約金額		本則	現行の特例措置	改正案
不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書		[平成25年4月～26年3月]	[平成26年4月～30年3月]
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	(特例措置無し)	200円(50%減)
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円	(特例措置無し)	500円(50%減)
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円	(特例措置無し)	1,000円(50%減)
500万円超	1,000万円以下	1万円	(特例措置無し)	5,000円(50%減)
1,000万円超	5,000万円以下	2万円	1万5千円(25%減)	1万円(50%減)
5,000万円超	1億円以下	6万円	4万5千円(25%減)	3万円(50%減)
1億円超	5億円以下	10万円	8万円(20%減)	6万円(40%減)
5億円超	10億円以下	20万円	18万円(10%減)	16万円(20%減)
10億円超	50億円以下	40万円	36万円(10%減)	32万円(20%減)
50億円超		60万円	54万円(10%減)	48万円(20%減)

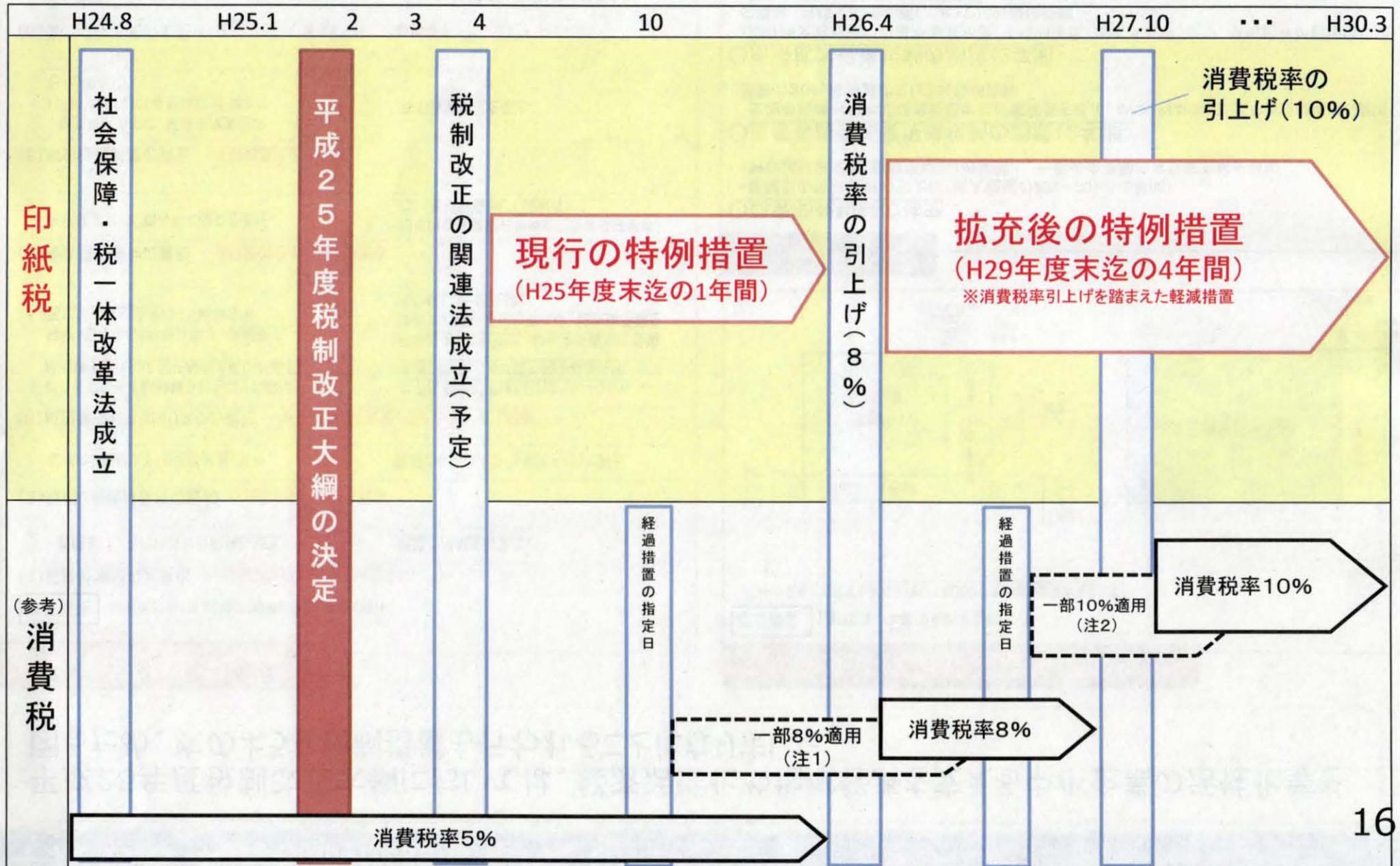
措置の適用範囲を1,000万円以下まで拡大、税額を半減

現行措置における軽減率を2倍に引き上げ

建設工事や不動産流通のコストとなる印紙税の軽減により、建設投資の促進、不動産取引の活性化を図る。

※印紙税200円の階層(不動産:契約金額1万円以上10万円以下、工事:契約金額1万円以上100万円以下)は現行どおり

<参考> 印紙税の特例措置について



(注1) H25.10.1以後の契約で、引き渡し日がH26.4.1以降となる場合は8%が適用

(注2) H27.4.1以後の契約で、引き渡し日がH27.10.1以降となる場合は10%が適用

平成25年度税制改正について

平成25年度税制改正大綱においては、経済活性化や地域経済を支える中小企業の活性化等を図るため、次のような税制措置も行われることになりました。

事業継承税制の拡充

改正概要 ※平成27年1月より施行(相続税改正と併せて施行)

(1) 親族外承継の対象化 ~親族に限らず適任者を後継者に

後継者は、先代経営者の親族に限定。 → 親族外承継を対象化。

(2) 雇用8割維持要件の緩和 ~毎年の景気変動に配慮

雇用の8割以上を「5年間毎年」維持。 → 雇用の8割以上を「5年間平均」で評価。

(3) 納税猶予打ち切りリスクの緩和 ~利子税負担を軽減、事業の再出発に配慮

要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要。 → 利子税率の引下げ(現行2.1%→0.9%)。承継5年超で、5年間の利子税を免除。

相続・贈与から5年後以降は、後継者の死亡又は会社倒産により納税免除。 → 民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際には、納税猶予額を再計算し、一部免除。

(4) 役員退任要件の緩和 ~先代経営者の信用力を活用

先代経営者は、贈与時に役員を退任。 → 贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に。(有給役員として残留可)

(5) 事前確認制度の廃止 ~手続の簡素化

制度利用の前に、経済産業大臣の「認定」に加えて「事前確認」を受けておく必要あり。 → 事前確認制度を廃止。

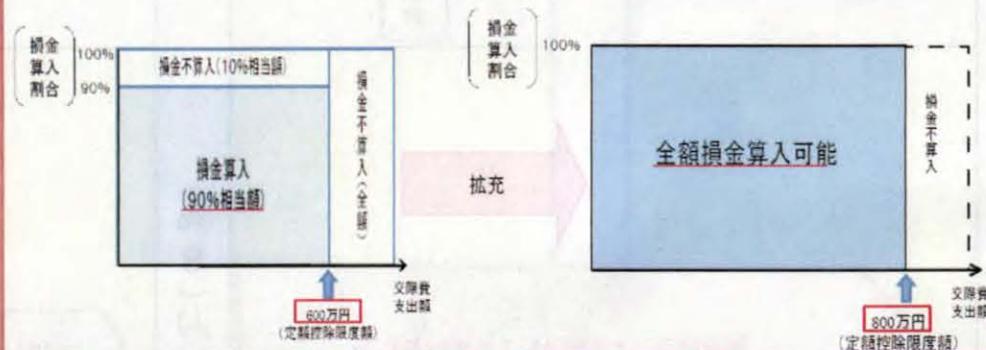
(6) 債務控除方式の変更 ~債務の相続があっても株式の納税猶予をフル活用できるように

猶予税額の計算で先代経営者の個人債務・葬式費用を控除するため、猶予税額が少なく算出。 → 先代経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除。

中小企業の交際費課税特例の拡充

改正概要 【適用期間: 1年間(平成25年度末まで)】

○中小企業が支出する800万円以下の交際費を全額損金算入可能とする。



その他

○研究開発税制の拡充

- ・総額型の控除上限の引上げ(法人税額の20%→30%)(2年間)
- ・特別試験研究費(控除率12%)の範囲に、一定の企業間の共同研究等を追加

○生産等設備投資促進税制の創設(2年間)

- ・生産等設備への年間総投資額が減価償却費を超え、かつ、対前年度比10%超の場合、機械・装置の30%特別償却又は3%税額控除

○所得拡大促進税制の創設(3年間)

- ・給与等支給総額が対基準事業年度(平成24年度)比5%以上増、かつ、平均給与が前年度以上の場合、当該支給増加額について10%税額控除
- ・雇用促進税制を拡充(税額控除額:20万円/人 → 40万円/人)

○印紙税の見直し(平成26年4月施行)

- ・売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書について非課税枠を拡大(3万円→5万円)

消費税率の引上げについて

○ 社会保障・税一体改革関連法により、消費税率が段階的に引き上げられることとなりました。

<消費税率引上げのスケジュール>

・ 平成24年8月22日 社会保障・税一体改革関連法 公布

・ 平成26年4月1日 消費税率5% → 8%適用

・ 平成27年10月1日 消費税率8% → 10%適用

※ 消費税率の引上げに当たっては、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずることとなっています。

工事に係る消費税のポイント

ポイント①どの時点で課税されるのか? → 契約日ではなく、「**引渡し日**」時点の税率が適用されます

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等をした時に成立します。そのため、請負契約の場合は、原則として、

○物の引渡しを要するもの…目的物の全てを完成し相手方に引き渡した日

○物の引渡しを要しないもの…約した役務の全ての提供を完了した日

となり、契約日が消費税率の引上げ前であっても、引渡し日が適用日以後であれば、引上げ後の消費税率が適用されます。

ポイント②経過措置とは? → **消費税率引上げの半年より前に締結した契約は、旧税率が適用されます**

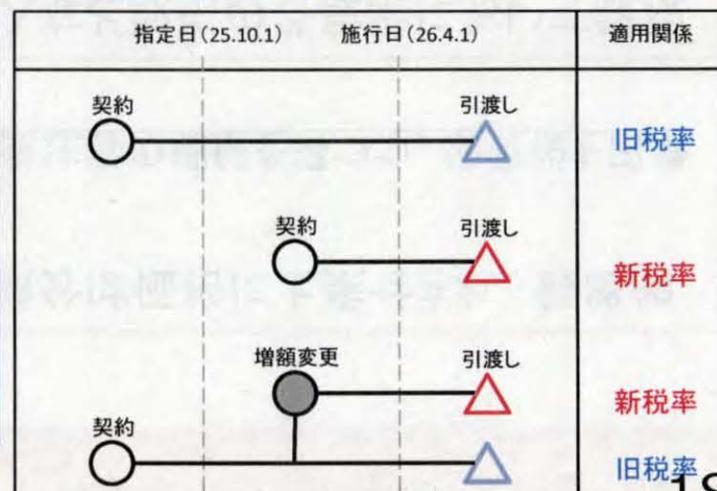
工事の請負の場合、一般的に契約から引渡しまでに時間がかかることを考慮し、指定日前に締結した工事その他請負に係る契約に基づくものについては、旧税率が適用されます。

○消費税率8%適用に係る指定日…平成25年10月1日(←平成26年4月1日の半年前)

○消費税率10%適用に係る指定日…平成27年4月1日(←平成27年10月1日の半年前)

<注意>増額変更があった場合

経過措置の適用工事であっても、指定日以降に変更契約により増額された場合は、その増額された対価の部分については、引上げ後の消費税率が適用されます。



※消費税率10%に係る指定日は27.4.1、施行日は27.10.1となる

消費税の円滑かつ適正な転嫁について

消費税転嫁のポイント

○ 消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税であり、税額分は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担することになります。

➡ 消費税率の引上げに際しては、消費税の仕組みを正しく理解し、発注者の理解を得つつ、消費税を円滑かつ適正に転嫁することが重要

○ 建設業においても、発注者との元請契約、下請契約、資材購入など取引の各段階において課税されます。

➡ 下請契約、資材購入等において、自己の取引上の地位の不当利用に当たるような行為を行わず、消費税分を適正に上乗せした契約を締結し、転嫁を受け入れることが重要

※免税事業者については、消費税分を別途受け取ることは税法上予定されていないが、仕入れに含まれる消費税分を転嫁する(価格に上乗せする)ことが必要

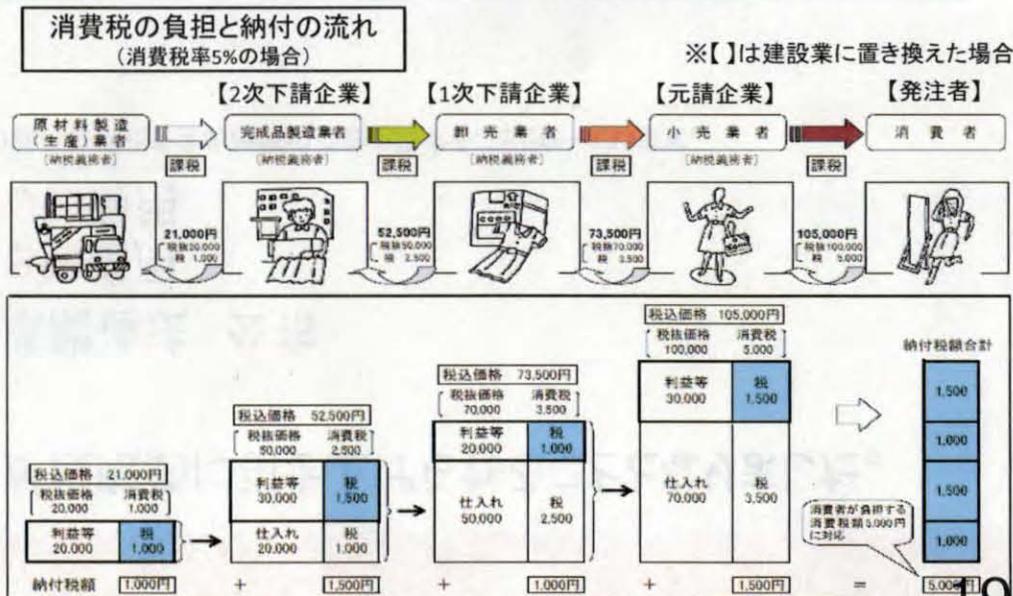
※ 建設工事標準請負契約約款(公共・民間・下請)では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、請負代金額を「消費税を含めた総額を記載するとともに、内書きで消費税額を別記」することで、取引に係る消費税額を明示することとしています

転嫁拒否等の具体例

① **減額**・・・平成26年4月以降に引き渡す工事において、契約時には本体価格1,000万円に消費税80万円を加えた1,080万円とすると取り決めたにもかかわらず、実際に支払う段階になって旧税率と同様の1,050万円しか支払わない

② **買い叩き**・・・本来、本体価格1,000万円+消費税80万円=1,080万円として取り決めるべきところ、税込み1,050万円として取引額を強要する(この場合、結果として本体価格972万円、消費税78万円となる)

③ **購入・利用強制、利益提供の強制**・・・消費税率引上げ後の取引について、消費税の転嫁を受け入れることと引き換えに、自己の指定する商品等の購入・利用、協賛金を支払いや従業員の派遣などを強要する



(参考) 政府における消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策

○ 消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備することが非常に重要であるとの認識の下、具体的な対策の検討を進めており、国交省としても政府の方針に則り、適切な転嫁対策を実施していくこととしています。

<政府としての取り組み>

平成24年10月26日 「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針」を決定。

<主な内容>

I. 相談体制の整備

- ・電話相談等に対応する政府共通の相談窓口として、消費税価格転嫁等総合相談センター(仮称)を設置する。

II. 転嫁拒否等に関する調査等の枠組みの整備

- ・独占禁止法・下請法の特例に係る立法措置を講ずる。
 - 消費税の転嫁拒否等の行為を取り締まるとともに被害者の救済を図る
 - 転嫁カルテル及び表示カルテルについて独占禁止法の適用除外とする
- ・転嫁拒否等に関する調査等のための体制を整備する。
 - 転嫁拒否等の調査・指導の実務を担当する転嫁対策調査官を設置
 - 相談窓口と各省庁等における転嫁対策に関する部署との連携体制を構築
- ・事業者に対する転嫁状況に関する調査等を実施する。

III. 広報

- ・転嫁等に関する広報活動(説明会、パンフの配布・周知等)を実施する。

等

① 建設業災害対応金融支援事業関係

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課
建設産業振興室

電話:03-5253-8111(代表)

03-5253-8282(直通)

FAX:03-5253-1555

担当:川田、武部、川廷、西川

(なお、事業開始後は(一財)建設業振興基金においても窓口を開設。
(一財)建設業振興基金の窓口については説明会webサイトに今後掲載。)

② 建設企業のための経営戦略アドバイザー事業関係

(一財)建設業振興基金 構造改善センター

電話:03-5473-4572(直通)

FAX:03-5473-4594

担当:松本、内田

ただし、平成25年度の相談支援及び重点支援の内容関係の問い合わせ先については以下の通り。

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課
建設産業振興室

電話:03-5253-8111(代表)

03-5253-8282(直通)

FAX:03-5253-1555

担当:川田、川廷

③ 金融支援策関係

国土交通省 土地・建設産業局
建設市場整備課

電話:03-5253-8111(代表)

03-5253-8281(直通)

FAX:03-5253-1555

担当:西川

④ 税制関係

国土交通省 土地・建設産業局
建設市場整備課 建設産業振興室

電話:03-5253-8111(代表)

03-5253-8282(直通)

FAX:03-5253-1555

担当:武部

「建設業災害対応金融支援事業」等説明会webサイト

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000011.html

(建設業災害対応金融支援事業及び建設企業のための経営戦略アドバイザー事業の最新情報については、今後本webサイトにおいて随時提供)